

議第 13 号議案『横浜市商店街の活性化に関する条例の制定』案に対して提案者にいくつかの観点から合わせて 1 2 点質問致します。

まず第一に、本条例案の前提となる基本指標に関連し 1 点に伺います。それは、第 2 条に定義する商店街の本市地域経済に占める売上、雇用数、あるいは商店街地域における事業者の加盟率などの把握のことで、私が当局に確認したところ売上や雇用数は、現時点で特に把握していないようです。

①こうした条例を制定する場合は、当然、まず実態の計量的把握をしていくべきと考えますがいかがでしょうか。

次に商店街の活性化とは何かに関連し、2 点伺います。

② 1 点目は、そもそもこの条例案に言う商店街の活性化とは、どういった状況を指すのか、

③そして、2 点目は、条例案が成立した場合に、以後、今よりも活性化したかどうかを、どういう指標や何をもって把握すればよろしいか、お答え下さい。

次に第 11 条に規定する「市が講ずる必要な財政上の措置」について 1 点確認させていただきます。

これまで本市は、商店会に関わる支援策を講じてきました。当然それに伴う財政支出があったわけですが、

④この条例案成立後は、今まで以上に商店会、商店街支援に関わる本市の予算額は増えるという理解でいいのか、お答え下さい。

次に、この条例案の思想に大きく関わるだろう事業者や市民の任意性・自発性、自助努力の観点から 4 点伺います。

第 5 条で事業者に対して商店会への加入他の努力義務が定められています。事業者間の相互理解や協力あるいは商店会への加入は、営業の自由その他の点から、本来すべて任意、自発的なものであるべきではないでしょうか。

⑤それをあえて条例で定めるのはなぜか、まずは、お聞かせ下さい。

2 点目です。

第 6 条(2)項で商店会の責務として防犯活動等の地域社会への貢献を求めています。商店会が地域への貢献をしてくれるのはありがたいですが、

⑥するもしないも、またどういった貢献をするかも、商店会の任意、自発的なものではないでしょうか。あえて防犯活動等を例示し貢献を求める理由をお答え下さい。

3 点目に、第 8 条で大型店に責務として商店会加入、商店街活性化事業への積極的参加、協力の努力義務を定めていることです。

時に営業上、競合関係になりうる全国的小売・サービス業者の支店、チェーン店あるいは大型店などに、

⑦どういうインセンティブ・メリットを示し、参加、協力を促進させるのか、お答え下さい。

4点目は、第9条で、市民に商店街活性化のための事業への積極的参加、協力を求める道理と申しますか根拠についてです。

参加するもしないも、協力するもしないも自発的との考えはないのか。

⑧特に商店街の核である商店会が、商売を目的とする事業者の団体である中で、努力義務の形とはいえ市民が積極的な参加、協力を求められる理由と申しますか公益は何か、お答え下さい。

今お聞きした事業者や市民の任意性や自主性のことに関連しますが、次に行政施策としての公平性について2点伺います。

1点目は、例えば第10条(6)項にあるような、人材育成や雇用の確保及び創出を市がすべき理由・公益は何かです。

社会的に一定役割を果たしている業種や商業形態は他にも多々あります。多くの市民が、行政の支援とは無縁に、生活の糧を得るために様々な形で経済活動を営んでいます。

⑨なぜ商店街に対しては、第10条(6)項ほかの支援が必要なのかその根拠あるいは公益をお答え下さい。

⑩2点目は、商店会に属さないその区域に所在する事業者、あるいは商店街に所在しない事業者などの営業・経済活動への支援との公平性はどうか。お答え下さい。

次に、ちょっと難しい言い回しになりますが、この条例案の底流にあるだろう経済上の哲学のことを伺います。

経済生活は、あくまでも自立した自由な個人の自助努力によって営まれるべきで、その結果責任は個々人が負うべきとの考えがあります。社会全体に公平に機能するセーフティーネットは必要でしょうけれども、基本は個人の創意工夫と競争によって成長があるとの考えです。

今回の案は、そうした立場・考えとは違う理念に基づくもののようにも感じられます。

⑪この条例案は、個々人の創意工夫、自発性、自助努力に重きを置くものなのか、そうではないのか、いずれでしょうか。伺います。

私の地元である都筑区は、旧来のアーケード商店街のようなものでない商業地区や大型商業テナントビルや商業モールのような形態が存在し、そうした商業施設内では短期に事業者の入れ替わりが起こるなど激しい競争があります。

皆さん必死に商売をしています。

都筑の例を見るまでもなく商店街のあり方は、地域性や歴史性によって様々です。

もっと言えば、地域経済の担い手は個々の市民も含まれ、多種多様で、商店街に限らず広範にわたります。だからこそ改めて伺います。

⑫この条例を特に今定めることによって地域経済が、どう変わるのか。何を目指すのか、お答え下さい。

ここまで12点の質問を致しました。

条例を定めるとは、現にある姿を良しとはせず、一定の方向に進めていくことです。

本条例案では、第4条などで行政が取り組むべき「義務」が明示されています。  
そして、事業者や市民などにいくつかの「つとめるべき」努力義務が示されています。  
努力義務は、まったくするもしないも自由ということではなく、条例化する以上は、出来る限りすることを  
求めていくことです。

今回の質疑で、今なぜ条例制定を提案者が求めるかを少しでも明らかにして頂ければと思います。

宜しくお願いします。